

災害時拠点強靱化緊急促進事業制度要綱

国土交通省住宅局長

第 1 目的

この要綱は、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者（以下「帰宅困難者等」という。）を一時的に受け入れる施設の確保を図るため、学校、民間ビルや病院等の建築物において、帰宅困難者等を受け入れるために必要となるスペース、備蓄倉庫及び設備等を整備する事業について、国が必要な助成を行い、緊急的な促進を図るための制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害時拠点強靱化緊急促進事業

大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者等に対応するため、この要綱において定めるところに従って実施される事業で、一時滞在施設及び災害拠点病院の整備に関する事業をいう。

二 一時滞在施設

第四号に規定する協定に基づき、帰宅困難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、学校等の施設・建築物をいう。

三 災害拠点病院

平成 24 年 3 月 21 日付厚生労働省医政局長通知「医政発 0321 第 2 号災害時における医療体制の充実強化について」に基づく災害拠点病院をいう。

四 協定

大規模災害発生時の帰宅困難者の受入を行う一時滞在施設の所有者又は管理者と当該一時滞在施設の存する地方公共団体との間において、帰宅困難者の受入人数のほか、一時滞在施設であることについての情報提供や帰宅困難者の誘導の方法を含む帰宅困難者の受入に関する事項について定めた取り決めをいう。

五 帰宅困難者

地震発生時等に外出している者のうち、自宅が遠距離にあること等により帰宅できない者であって、次号に規定する通常在館者以外の者をいう。

六 通常在館者

平常時において、施設・建築物を利用するために当該施設・建築物に存する者とこれらの者にサービス等を提供するために当該施設・建築物に存する者をいう。

七 受入スペース

帰宅困難者等を受入可能なエントランスホール、ロビー、多目的ホール、集会場、貸会議室その他これらに類する建築物の部分又は建築物の敷地内の部分（風雨にさらされないよう措置されるものに限る。）をいう。

八 備蓄品

災害時に備えた食料、水及びブランケット（災害拠点病院の場合にあつては、医薬品、医療器具及び簡易ベッドを含む。）をいう。

九 備蓄倉庫

前号に規定する備蓄品を保管するための倉庫をいう。

十 受入関連設備

災害時に使用する発電設備、貯水槽、防災井戸、マンホールトイレ又は非常用通信・情報提供等の設備をいう。

十一 基礎事業

次に掲げる交付金又は補助金を受けて施設・建築物の整備を行うものをいう。

イ 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金、都市機能立地支援事業補助金その他の施設・建築物の整備に対する交付金又は補助金

ロ 復興庁所管の東日本大震災復興交付金

ハ 文部科学省所管の学校施設環境改善交付金、私立学校施設整備費補助金その他の学校施設の整備に対する交付金又は補助金

ニ 厚生労働省所管の医療提供体制施設整備交付金、医療施設運営費等補助金その他の医療施設の整備に対する交付金又は補助金

十二 事業主体

災害時拠点強靱化緊急促進事業を実施する地方公共団体及び民間事業者等をいう。

十三 評価方法基準

住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）をいう。

第3 事業の実施

事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

一 一時滞在施設整備事業

一時滞在施設として、帰宅困難者を受け入れるための受入スペース、備蓄倉庫又は受入関連設備の整備

二 災害拠点病院整備事業

災害拠点病院として、第2第三号の通知において厚生労働省が定める指定の要件に適合させるための受入スペース、備蓄倉庫又は受入関連設備の整備

第4 事業要件

第3に掲げる事業の要件は次に定めるものとする。

1 第3第一号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

一 大規模災害発生時において100人以上の帰宅困難者を受け入れることに関して地方公共団体と協定を締結するものであること

二 政令指定都市若しくは特別区の区域内の主要駅の周辺（駅から概ね半径1キロメートルの範囲内とする。）又は中核市、特例市若しくは県庁所在都市の中心駅の周辺（駅から概ね半径1キロメートルの範囲内とする。）の区域内において整備されるものであること。

三 次のいずれかに該当する耐震性を有するものであること

イ 新築する場合にあつては、構造躯体の倒壊等防止に関する基準に適合すること（評価方法基準第5の1の1-1に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2に相当）又は免震構造若しくは制震構造の採用等により、地震被災時における躯体の保全に配慮していること。

ロ 既存の建築物を改修等する場合にあつては、旧耐震基準により建築されたものについては、地震に対して安全な構造とするための改修が行われるものであること。（耐震診断等により地震に対して安全な構造であることが明らかなるものを除く。）

ハ 上記のほか、国又は地方公共団体が別に定める構造基準がある場合においては、当該基準

に適合すること。

四 通常在館者及び帰宅困難者等が、当該施設において3日間滞在するために必要となる備蓄品を保管可能な備蓄倉庫が確保されるものであること。

五 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫については、次のいずれかに該当するものであること。

イ 基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されるもの

ロ 事業の実施前に基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、都市再生特別措置法第45条の15第1項の規定による管理協定の締結等により、備蓄倉庫として適切に維持管理されると認められるもの

六 平成31年3月31日までに着手（基礎事業により国の交付金又は補助金を受けて設計等に着手した場合、又は施設・建築物の設置等に関して法令に基づく許認可等を了した場合を含む。）された事業であること。

七 事業を実施しようとする第二号に規定する区域を対象として、都市再生特別措置法第19条の13に規定される都市再生安全確保計画又は都市安全確保促進事業制度要綱（平成24年6月14日付け国都まち第21号）第2条第2項に規定するエリア防災計画が定められる場合にあっては、本事業により整備する一時滞在施設を当該計画に位置づける等これらの計画と連携した取組を行うものであること。

2 第3第二号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

一 災害拠点病院として都道府県の指定を受けていること又は受けることが確実であること。

二 前項第三号から第六号に掲げる要件に適合するものであること。

第5 補助金交付対象事業

補助金交付対象事業は、地方公共団体が行う災害時拠点強靱化緊急促進事業及び民間事業者等が行う災害時拠点強靱化緊急促進事業に対して地方公共団体がその費用の一部を補助する事業とする。

第6 国の補助

一 国は、地方公共団体が行う災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。

二 国は、補助事業者である地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し、災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施に要する経費について補助する場合には、予算の範囲内において、当該補助事業者である地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。

第7 都道府県の補助

都道府県は、市町村が事業主体に対し、事業の実施に要する経費について補助する場合には、市町村に対し補助をすることができる。

第8 監督等

国土交通大臣は、事業主体に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、災害時拠点強靱化緊急促進事業の促進を図り適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

第9 運営

災害時拠点強靱化緊急促進事業の運営は、この要綱に定めるところによるほか、別に定める災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金交付要綱及び関係局長通知によるものとする。

附則

第1 施行期日

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。